

八王子市みどりの基本計画（中間改定版）（素案）説明資料

（１）改定の趣旨

八王子市の豊かなみどりは、市民共有の財産であり、私たちの生活を支えている基盤のひとつです。

近年では、社会の成熟化や都市インフラの整備などの社会状況の変化を背景として、「みどりの量」を確保するだけでなく、みどりが持つ多機能性を都市や地域のために引き出すこと（＝「みどりの質」を向上させる）が重視されていることから、令和２年（２０２０年）３月に「八王子市みどりの基本計画」の全面改定を行いました。

計画期間（令和１１年度（２０２９年度）までの１０年間）の前期５年間に於いて、成果が得られた取組がありましたが、みどりを守るパートナーづくりに関して、緑地保全の担い手確保・人材育成とともに主体的にみどりを保全・活用する事業者との効果的・効率的な連携の促進は継続した課題となっています。また、国においては都市緑地法などの改正やグリーンインフラの推進、東京都においては「東京グリービズ」として様々な主体との協働によるみどりの価値を高め、継承していく施策の強化が図られました。

そこで、みどりに関する社会情勢の変化を捉えた国等の動向や明らかとなってきた課題など本市を取巻く諸状況の変化を踏まえ、計画の中間改定を行い、八王子のみどりの将来像の実現を目指すものです。

（２）計画の位置付け

本計画は、都市緑地法第４条の規定に基づく「緑地の適正な保全や緑化の推進に関する基本計画」です。市の基本構想・基本計画である「八王子未来デザイン２０４０」のもと、分野別の最上位計画である「八王子市環境基本計画～八王子市生物多様性地域戦略～」及び「八王子市都市計画マスタープラン」と調和・整合を図るとともに、東京都と合同で策定した「都市計画公園・緑地の整備方針」や「緑確保の総合的な方針」などと連携しています。

（３）基本理念、みどりの将来像及び基本方針

【基本理念】

みどりの機能を活かし、市民・事業者・行政の協働により次世代に継承する

【みどりの将来像】

自然とまちと人を結ぶ「みどりの環境調和都市」

【基本方針】

Ⅰ みどりの質の向上

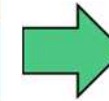
Ⅱ みどりの量の確保

Ⅲ みもりを守るパートナーづくり

(4) 計画前期における成果と課題

基本方針	主な成果	主な課題・背景
質の向上	- 八王子駅南口集いの拠点整備事業の進捗 - 民間開発事業に伴う植樹義務制度の見直し	- 生物多様性地域戦略の策定 - グリーンインフラの推進
量の確保	- 民間事業者との上川の里保全活動協定の締結 - 斜面緑地保全区域に対する支援制度の見直し	- 民有緑地の管理不全 - 都市緑地法の改正
パートナーづくり	- 市民団体・民間企業等による自然体験機会の充実 - 緑地管理人材育成講座の開設	- みどりを育む担い手の減少 - 多様な主体との協働・共創

(5) 改定の方向性



中間改定の視点
① 生物多様性の保全
② 民有地のみどりの保全
③ 担い手の確保

(6) 主な改定内容

施策体系（3つの基本方針、10の施策方針、27の施策展開で構成）

基本方針	施策方針
Ⅰ みどりの活用により 多彩なみどりの機能が 発揮されたまちづくり 【質の向上】	1. みどりを活かした都市の価値向上
	2. みどりによる快適性の向上
	3. みどりによる安心安全なまちの形成
	4. 生物多様性に配慮したみどりの管理
Ⅱ みどりの確保による 豊かな自然環境との 共生 【量の確保】	1. 多様な機能を備えた里山の保全と活用
	2. 保全の核となるまとまりのあるみどりの保全
	3. 市民生活と調和した身近なみどりの保全と創出
Ⅲ 幅広い主体による みどりの活動推進と 次世代への継承 【パートナーづくり】	1. みどりと人を未来へつなぐ取組みの推進
	2. 多様な主体によるみどりへの関わりの推進
	3. みどりを育む連携の強化

改定の視点①「生物多様性の保全」

施策方針への位置づけ

- 市の保全緑地などにおける自然環境調査の実施
- 大学や民間企業による「自然共生サイト」認定取得促進
- 市の特徴を活かしたみどりの保全に対する普及啓発

改定の視点②「民有地のみどりの保全」

具体的取組の再構築

- 民有樹林地の管理促進
- 改正都市緑地法に基づく良質な緑地確保の民間取組の促進
- 市街化調整区域沿道における産業振興とみどりの管理を両立させる土地利用

改定の視点③「担い手の確保」

具体的取組の強化

- 民間や都との協働・共創により自然体験の機会を拡大
- 意欲に応じたステップアップの機会・情報の提供
- 団体間のネットワークづくりの促進